

歳出科目 (P162～P163)	1 款 2 項 1 目	公共下水道事業費
------------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公共下水道汚水整備事業	3,526,895	△390,381	3,136,514

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金 21,264	一般財源 △10,476	委託料 △20,587	補償、補填及び賠償金
国庫支出金 3,231		工事請負費 △111,051	△258,743
市債 △404,400			

【補正理由】

工事及び物件移転補償等が当初の見込みを下回ったため、決算見込みにあわせて予算を整理するとともに、財源を組み替えるもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後	備考
委託料	85,019	△20,587	64,432	上越処理区 (△4,180)
実施設計委託料	48,796	△8,852	39,944	柿崎処理区 (△6,474)
基本設計委託料	29,205	△11,735	17,470	大潟処理区 (△9,933)
工事請負費	2,508,680	△111,051	2,397,629	
汚水工事	1,928,315	△41,856	1,886,459	上越処理区 (△52,410)
接続柵新設工事	263,943	△43,335	220,608	柿崎処理区 (△29,927)
舗装本復旧工事	316,422	△25,860	290,562	大潟処理区 (△28,714)
補償、補填及び賠償金	721,178	△258,743	462,435	上越処理区 (△182,649)
物件移転補償料	721,178	△258,743	462,435	柿崎処理区 (△40,402)
				大潟処理区 (△35,692)

歳出科目 (P 162～P 165)	1 款 2 項 1 目	公共下水道事業費
--------------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公共下水道雨水整備事業	229,461	△616	228,845

主な補正財源		主な経費	
市債	△1,800	委託料	△616
一般財源	1,184		

【補正理由】

雨水排水現況調査業務委託について、調査範囲の見直しを行ったことから、委託料を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後	備考
委託料	3,729	△616	3,113	上越処理区
測量委託料	3,729	△616	3,113	

提出課	生活排水対策課
-----	---------

歳出科目 (P164~P165)	1款2項2目	特定環境保全公共下水道事業費
------------------	--------	----------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特定環境保全公共下水道汚水連携事業	43,002	△4,950	38,052

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△2,717	一般財源	△133
市債	△2,100	工事請負費	△4,950

【補正理由】

汚水連携事業に伴う浦川原浄化センター増設工事の実施設計の履行に不測の日数を要したことから、今年度実施を予定していた工事請負費を減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後	備考
工事請負費	4,950	△4,950	0	浦川原浄化センター
浄化センター工事	4,950	△4,950	0	

歳出科目 (P164～P165)	2款1項2目	利子
------------------	--------	----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
地方債利子及び一時借入金利子	1,170,727	△16,188	1,154,539

主な補正財源		主な経費	
使用料及び手数料 △99,004		償還金利子及び割引料	
一般財源 82,816		△16,188	

【補正理由】

事業費の確定による借入額の減及び借入利率が当初の見込みを下回ったことから減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
償還金利子及び割引料	1,170,727	△16,188	1,154,539
地方債利子	1,170,172	△16,188	1,153,984

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第17号
提出課	生活排水対策課

歳出科目 (P180~P181)	1款1項2目	農業集落排水施設管理費
------------------	--------	-------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
排水処理施設管理費	772,516	△5,050	767,466

主な補正財源		主な経費	
使用料及び手数料 △18,130		公課費 △5,050	
一般財源 13,080			

【補正理由】

平成30年度事業分の消費税確定申告の結果、令和元年度の消費税納付額が当初見込みを下回ることから減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
公課費	34,115	△5,050	29,065
消費税	34,115	△5,050	29,065

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第40号
提出課	都市整備課

## 上越市都市公園条例等の一部改正について

### 1 改正理由

都市公園法及び都市計画法の手続きを経て、本年4月から高田公園の名称を高田城址公園に変更することに伴い、同公園の名称を引用している施設の名称等、関係する条例の規定を整備するもの

### 2 主な改正内容

- (1) 第1条の規定による上越市都市公園条例の一部改正  
公園施設の施設名のうち、「高田公園」の表記を「高田城址公園」に改める。  
(別表第1、別表第5関係)
- (2) 第2条の規定による上越市露店市場管理条例の一部改正  
高田公園観桜会の名称を高田城址公園観桜会に改める。(別表関係)
- (3) 第3条の規定による上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例の一部改正  
条例の題名を上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ条例に改めるほか、市民交流施設の名称を上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザに改める。  
(題名、第2条、第3条関係)

### 3 施行期日

令和2年4月1日

### 4 上越市都市公園条例等改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による上越市都市公園条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案					改正前				
別表第1 (第14条、第15条、第28条関係)					別表第1 (第14条、第15条、第28条関係)				
施設名	位置	利用時間	休場日		施設名	位置	利用時間	休場日	
高田城址公園	上越市本城町46番地1	日の出～22:00	市長が定める日		高田城址公園	上越市本城町46番地1	日の出～22:00	市長が定める日	
陸上競技場		日の出～日没			陸上競技場		日の出～日没		
庭球場		日の出～22:00			庭球場		日の出～22:00		
弓道場		9:00～22:00	第4金曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)に当たるとき		弓道場		9:00～22:00	第4金曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)に当たるとき	

改正案

				は、第3金曜日)及び12月29日から翌年1月3日まで
(略)				

別表第5 (第33条関係)

(1) 施設利用料金

施設名	占用利用の上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額 (1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき
高田野球場	1,320円			
城址公園	900円	一般	360円	1,440円
陸上競技場		中学生以下	180円	720円
庭球場	1面につき260円			
弓道場	600円	一般	240円	960円
		中学生以下	120円	480円

(略)

備考

1～5 略

6 高田城址公園の陸上競技場又は弓道場を共用して利用することができる場合は、当該施設を占有して利用する者がいない場合に限るものとする。

7 高田城址公園の野球場を占有して利用する場合で入場料(これに類する料金を含む。以下同じ。)を徴収して利用するときの上限額は、定額に最高額の入場料50人分に相当する金額を加算した額とする。

8～10 略

(2) 附属設備利用料金

設備名	単位	上限額
高田野球場	会議室1時間につき	310円
城址公園	本部室	210円
	審判室及び審判更衣室	110円
	照明設備	3,260円

改正前

				は、第3金曜日)及び12月29日から翌年1月3日まで
(略)				

別表第5 (第33条関係)

(1) 施設利用料金

施設名	占用利用の上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額 (1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき
高田野球場	1,320円			
公園	900円	一般	360円	1,440円
陸上競技場		中学生以下	180円	720円
庭球場	1面につき260円			
弓道場	600円	一般	240円	960円
		中学生以下	120円	480円

(略)

備考

1～5 略

6 高田公園の陸上競技場、又は弓道場を共用して利用することができる場合は、当該施設を占有して利用する者がいない場合に限るものとする。

7 高田公園の野球場を占有して利用する場合で入場料(これに類する料金を含む。以下同じ。)を徴収して利用するときの上限額は、定額に最高額の入場料50人分に相当する金額を加算した額とする。

8～10 略

(2) 附属設備利用料金

設備名	単位	上限額
高田野球場	会議室1時間につき	310円
公園	本部室	210円
	審判室及び審判更衣室	110円
	照明設備	3,260円

改正案				改正前					
		放送設備	210円			放送設備	210円		
		スコアボード	370円			スコアボード	370円		
	庭球場	照明設備	1面1時間につき	510円		庭球場	照明設備	1面1時間につき	510円
(略)				(略)					
備考				備考					
1～5 略				1～5 略					

(2) 第2条の規定による上越市露店市場管理条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案				改正前			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
常設露店				常設露店			
表略				表略			
移動露店				移動露店			
名称	開設区域	開設日時	出店手数料(一の敷地につき)	名称	開設区域	開設日時	出店手数料(一の敷地につき)
高田城址公園観桜会	市長がその都度定める区域	市長がその都度定める日時	日額180円以内	高田公園観桜会	市長がその都度定める区域	市長がその都度定める日時	日額180円以内
(略)				(略)			

(3) 第3条の規定による上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案		改正前	
<u>上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ条例</u>		<u>上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例</u>	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 略		第2条 略	
名称	位置	名称	位置
上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ	上越市本城町8番1号	上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ	上越市本城町8番1号
(施設)		(施設)	
第3条 <u>上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ</u> (以下「オーレンプラザ」という。)の施設は、次に掲げるとおりとする。		第3条 <u>上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ</u> (以下「オーレンプラザ」という。)の施設は、次に掲げるとおりとする。	
(1)～(7) 略		(1)～(7) 略	



所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第41号
提 出 課	建築住宅課

## 上越市営住宅条例の一部改正について

### 1 改正理由

民法の一部改正により法定利率が固定利率から変動利率に変更されることに伴い、市営住宅の明渡しを請求する際、徴収することができる額に付す利息の利率を法定利率と同率にするもの

### 2 改正内容

明渡し請求に関し、近傍同種の住宅家賃の額とそれまでに支払いを受けた額の差額を徴収する際に課する利率を改正する。(第40条関係)

### 3 施行期日

令和2年4月1日

### 4 上越市営住宅条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

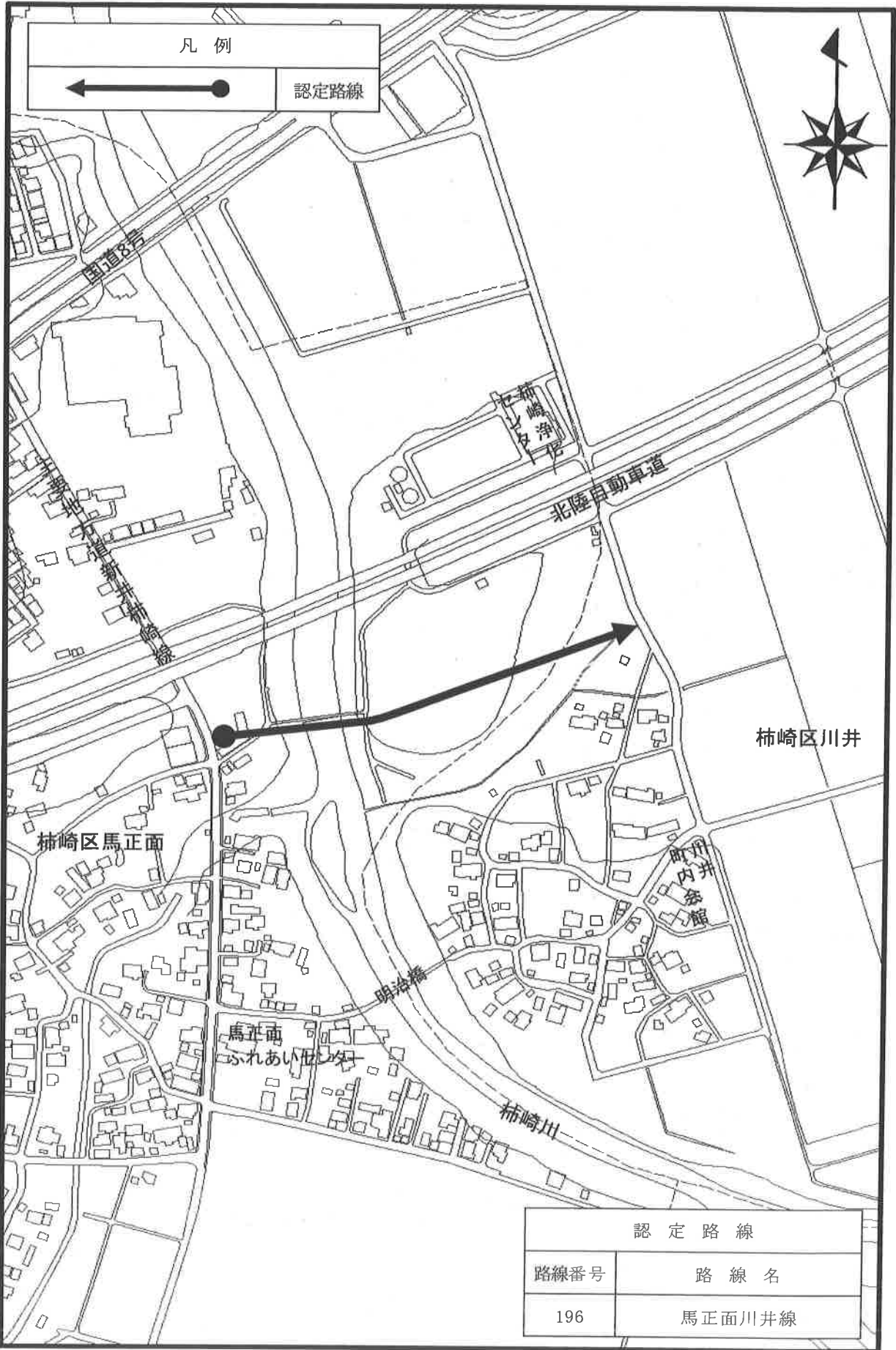
改 正 案	改 正 前
<p>(住宅の明渡しの請求等)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(住宅の明渡しの請求等)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p>

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第50号
提出課	道路課

## 市道認定路線図

### 認定路線の道路

路線 番号	路線名	幅員 (m)		延長 (m)	路面状況	認定理由	ページ
		車道	道路敷き				
196	馬正面川井線	5.5	5.5～ 13.1	364.8	アスファルト	2級河川柿崎川の河川改修事業による明治橋の架け替え工事に伴う認定	44
合計 1 路線				364.8			



凡 例

←● 認定路線

認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
196	馬正面川井線

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 号
提 出 課	都市整備課

歳出科目 (P136～P137)	2 款 1 項 7 目	企画費
------------------	-------------	-----

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
景観デザイン事業	2,638	7,280	△4,642

主 な 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	594	報酬	60
一般財源	2,044	報償費	1,050
		旅費	468
		負担金補助及び交付金	1,003

上越市景観計画に掲げる、自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまちの実現に向け、景観づくりを行うもの

#### 【目的】

良好な景観の保全と創造が図られるよう建築物等の行為について適正に誘導を図るとともに、住民主体の景観まちづくり活動を支援する。

#### 【2年度目標】

- ・良好な景観を阻害する建築物等の色彩・照明・サイン等の改善や誘導を図り、周辺地域と調和が図られた景観づくりを推進する。
- ・南本町三丁目の景観まちづくり活動では、住民が主体となって将来的にも取組を継続していくため、その課題と解決策を地元と共に見いだす。

#### 【実施内容】

- ・景観法に基づく届出制度について適正な審査を実施する。
- ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイスを実施し、周辺地域と調和が図られるように誘導する。
- ・南本町三丁目においては、地元住民が取り組む「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」の運用体制づくりや景観まちづくり活動に積極的に関わるとともに、住民個々の景観に対する意識をより一層高める取組を検討する。また、景観まちづくり活動を他の地域に広げていくための方策を検討する。

○参考（届出件数及びアドバイス件数の推移）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1 (1月末現在)
届出件数	81	87	112	100	74
アドバイス件数	56	72	69	60	25

歳出科目 (P142～P143)	2 款 1 項 16 目	みどりのまち推進費
------------------	--------------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
みどりのまち推進事業	7,059	7,149	△90

主な財源		主な経費	
一般財源	7,059	需用費	3
		委託料	6,586
		原材料費	20
		負担金補助及び交付金	450

「上越市民みどりの憲章」の主旨である、みどりの大切さを学び、守り育て、次の世代に引き継いでいくため、イベントの開催や花壇等の植栽管理を実施し、市民の緑化に対する意識の高揚を図るもの。

○上越市みどりのフェスティバル実行委員会交付金 450

【目的】

イベントを通じて、市民の緑化に対する意識の高揚を図る。

【2年度目標】

イベントの来場者数で5,800人、来場者へのアンケートで緑化意識が高まったとする人の割合で9割を目標とする。

【実施内容】

緑化団体等により構成される実行委員会が主催する「上越市みどりのフェスティバル」に対して助成を行うとともに、次年度以降の取り組みに向けて、来場者の獲得や市民の緑化意識の高める企画を提案し、実行委員会の了承を得て実施する。

○植栽管理等委託 6,609

【目的】

沿道や施設の花壇等を維持管理し植栽を行うことにより、緑化による市民の心の豊かさの向上を図る。

【実施内容】

沿道や施設の花壇等の維持管理や植栽を行う。

種別	面積	箇所数、緑化場所等
沿道花壇	7,316 m <sup>2</sup>	50 箇所 (合併前上越市 8 箇所、7 区 42 箇所) ○国道 8 号石橋交差点、国道 405 号牧区総合事務所前等
施設花壇	1,534 m <sup>2</sup>	11 箇所 (合併前上越市 3 箇所、4 区 8 箇所) ○上越文化会館、五智公園等
その他	—	27 箇所 (合併前上越市 1 箇所、6 区 26 箇所) ○高田城址公園内プランター、国道 253 号歩道内プランター (大島区大平地内) 等
合計	8,850 m <sup>2</sup>	88 箇所 (合併前上越市 12 箇所、9 区 76 箇所)

※一部の花壇等は地元町内会や緑化団体が管理及び植栽を実施

提出課	生活排水対策課
-----	---------

歳出科目 (P 220～P 221)	4 款 2 項 2 目	生活環境費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活排水対策事業	19,353	18,192	1,161

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,424	旅費	17
一般財源	12,929	負担金補助及び交付金	19,336

下水道事業及び農業集落排水事業と併せて全市の汚水処理を行うことにより、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備に対して助成するもの

#### 【目的】

合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、下水道事業及び農業集落排水事業と併せた汚水処理の推進を図る。

#### 【2年度目標】

合併処理浄化槽設置の啓発及び補助事業の周知を行い、補助金を交付することにより、下水道事業計画区域外及び農業集落排水区域外における合併処理浄化槽の設置を推進する。

#### 【実施内容】

- ・合併処理浄化槽等設置費補助金 19,273
- ・新潟県浄化槽推進協議会負担金 63

#### 合併処理浄化槽等設置費補助金の内訳

区分	基数	補助金額
下水道全体計画区域外及び 農業集落排水事業区域外	25 基	6,229
下水道事業計画区域を除く 下水道全体計画区域内	28 基	13,044
合計	53 基	19,273

※上記の中に 単独処理浄化槽撤去 3 基 270 千円  
宅内配管設置 4 基 1,200 千円 の補助金額を含む

提出課	建築住宅課
-----	-------

歳出科目 (P270～P273)	8款1項2目	建築指導費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
建築指導費	10,197	10,207	△10

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	5,413	諸収入	10
国庫支出金	1,744	一般財源	1,617
県支出金	1,413		
		報酬	1,353
		委託料	1,968
		使用料及び賃借料	1,345
		負担金補助及び交付金	4,226

市民の生命、健康及び財産の保護に努め、安全・安心なまちづくりに寄与するため、建築物の安全性の確保に関して取り組むもの

○木造住宅耐震化支援事業 1,774 (耐震診断：704 耐震設計：120 耐震改修：950)

【目的】

木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を支援することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地震に強いまちづくりを推進する。

【2年度目標】

事業の積極的な活用を市民へ促すとともに、新潟県耐震改修促進協議会と連携しながら、引き続き耐震診断の普及促進や耐震化に向けた積極的なPRを行い、耐震化を図る。

【実施内容】

◇耐震診断委託

- ・内容 診断を専門家へ委託 (市民の費用負担は無料)
- ・委託費 704千円 (1件当たり概ね88千円)
- ・件数 8件

◇耐震設計補助金

- ・内容 設計費用の一部を補助
- ・補助額 上限120千円 (補助率1/3)
- ・件数 1件

◇耐震改修補助金 (耐震改修)

- ・内容 改修費用の一部を補助
- ・補助額 上限650千円 (市補助分：改修費用の1/3で上限500千円  
+ 県補助分：市補助額の1/2で上限150千円)
- ・件数 1件

◇耐震改修補助金 (耐震シェルター等)

- ・内容 耐震シェルター及び耐震ベッドの設置費用の一部を補助
- ・補助額 上限300千円 (補助率1/2)
- ・件数 1件

(参考)

木造住宅耐震化支援事業交付実績

(単位：件)

年度 区分	H16～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)
耐震診断	396	11	13	9	2	12	9
耐震設計	28	2	3	0	0	1	0
耐震改修	29	4	0	1	0	0	1
耐震シェルター等	-	-	-	-	-	0	1

○ブロック塀等撤去支援事業 3,000

【目的】

倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費用を助成することにより、災害時等における被害の未然防止及び避難経路等の通行の確保に努める。

【2年度目標】

避難経路等に倒壊するおそれのあるブロック塀等の削減を図る。

【実施内容】

- ・内 容 ブロック塀等の撤去費用の一部を補助
- ・補 助 額 上限 150 千円 (補助率 1/2)
- ・件 数 20 件

(参考)

ブロック塀等撤去支援事業交付実績 令和元年度 25 件 (見込み)

○建築基準法の運用及び建築確認申請業務 5,423

【目的】

迅速かつ的確な建築確認審査を実施するほか、定期報告制度の適正な運用による建築物等の適確な維持管理を推進し、市民の生命、健康及び財産の保護を図る。

【実施内容】

- ・ 建築基準法に基づく特定行政庁事務  
(建築確認申請業務、特殊建築物等の定期報告業務、建築の指導・相談業務等)
- ・ その他建築関連法定事務  
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律や建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等の業務等)

(参考)

建築確認申請実績 (建築物) ※ ( ) 内は各年度 1 月末現在の受付件数 (単位：件)

年度 申請受付	H27	H28	H29	H30	R1
上越市	236 (195)	205 (172)	186 (158)	185 (152)	- (119)
指定確認 検査機関	629 (527)	684 (604)	669 (569)	761 (630)	- (621)
計	865 (722)	889 (776)	855 (727)	946 (782)	- (740)



建築確認申請受付件数比

(単位：%)

区分 \ 年度	H27		H28		H29		H30		R1 (1月末現在)	
	特	指	特	指	特	指	特	指	特	指
上越市	27	73	23	77	22	78	20	80	16	84
新潟県	16	84	14	86	12	88	—	—	—	—
全国	13	87	12	88	11	89	—	—	—	—

※「特」：特定行政庁 「指」：指定確認検査機関

※「H30」、「R1」の新潟県及び全国の割合は未公表

提出課	道路課
-----	-----

歳出科目 (P272～P273)	8 款 2 項 1 目	道路橋梁総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路管理総務費	57,599	65,516	△7,917

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	5	報酬	6,356
財産収入	11	需用費	7,282
諸収入	141	役務費	4,482
一般財源	57,442	委託料	28,881
		使用料及び賃借料	7,176

市民の安全・安心な生活環境の向上を図るため、道路法及び関係法令に基づき道路の適切な管理を行うもの

○未登記土地の処理 9,900

【目的】

市道を適切に管理するため、市道敷地内の所有権移転が未了の土地において所有者及び権利について調査を行うほか、用地測量業務などを実施し、計画的に土地の所有権の移転を行う。

【2年度目標】

31筆の測量・調査業務委託を早期に発注するとともに、測量が不要な134筆と合わせた合計165筆の所有権移転登記を年度内に完了する。

【実施内容】

- ・分筆が必要な土地については、測量・調査を実施して道路敷地を確定し、所有権移転登記の手続を進める。
- ・分筆を要しない土地については、地権者からの登記書類提出を受け、所有権移転登記の手続を進める。

○道路台帳整備委託 14,060

【目的】

道路法に基づく道路台帳（調書及び図面）の整備を行う。

【実施内容】

新たに廃止・認定した道路や道路改良等により形状変更した道路を調査測量し、道路台帳の補正を行う。

歳出科目 (P272～P273)	8 款 2 項 1 目	道路橋梁総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私道整備事業	2,848	2,604	244

主な財源		主な経費	
一般財源	2,848	負担金補助及び交付金	2,848

市民の生活環境の向上を図るため、私道整備に係る経費の一部に対して補助金の交付を行うもの

【目的】

私道の整備に係る経費の一部を補助することにより、市民の生活環境の向上を図る。

【2 年度目標】

予定する私道整備に対して、適切な補助金交付事務を行うとともに、降雪前までに整備が完了できるよう、申請者に対し指導する。

【実施内容】

施工地		工種	延長 (m)
合併前 上越市	中通町	舗装修繕	21.5
	三田	側溝改良	72.3
	国府一丁目	舗装新設	85.0
中郷区	岡沢	道路改良	85.8
合計			264.6

※ 補助率：40%、上限 100 万円

歳出科目 (P272～P275)	8 款 2 項 2 目	道路維持費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路維持費	767,154	722,629	44,525

主な財源		主な経費	
国庫支出金	13,200	市債	167,000
財産収入	2,998	一般財源	583,631
諸収入	325		
		給料	9,651
		需用費	11,881
		委託料	255,829
		使用料及び賃借料	3,186
		工事請負費	469,326
		原材料費	10,079

道路損傷箇所の早期発見と速やかな修繕に努めることで、道路の穴などによる車両等の事故を未然に防止し、市民生活のより一層の安全・安心を確保するもの

○道路維持修繕・委託業務 690,841

【目的】

道路パトロールや市民からの通報等により発見した損傷箇所の修繕を行うほか、道路清掃、除草等を実施し、交通に支障を来さないよう適切な維持管理を行う。

また、市道の草刈りや側溝清掃等を地域との協働作業により実施し、道路維持費の縮減を図る。

【2年度目標】

道路パトロールや市民からの通報により発見した損傷箇所については、即日に安全対策を講じ、早期の復旧を図る。

【実施内容】

- ・道路パトロールや市民、関係機関からの通報等により発見した損傷箇所の修繕工事を速やかに実施する。
- ・道路照明施設の修繕計画を策定するため点検を実施し、部材の劣化・損傷の状況を把握する。
- ・道路及び側溝清掃、草刈りなどのほか、街路樹の害虫駆除や剪定を行う。
- ・地域が行う各種作業がスムーズに実施できるよう、必要な機材を貸し出す。
- ・外側線の摩耗が著しい路線について、計画的に引き直し修繕を行う。
- ・舗装の劣化や損傷により、安全な通行に支障のある箇所の舗装修繕工事を計画的に行う。

[新] ○緊急自然災害防止対策事業 49,000

【目的】

市道の法面对策工事を実施し、災害の発生予防や拡大防止を図る。

【2年度目標】

- ・災害防止対策工事については、11月末までに完了する。

【実施内容】

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
清里区	青柳日の八線	青柳	大型ふとん管(3段積) L=225m 法面工 A=703 m <sup>2</sup>	55

○その他道路管理業務 27,313

【目的】

直江津駅・黒井駅の自由通路、アンダーパス等の道路施設の適切な保守管理を行う。

【実施内容】

直江津駅・黒井駅の自由通路の清掃、市内6か所のアンダーパスにおける排水ポンプの定期点検など施設管理を実施する。

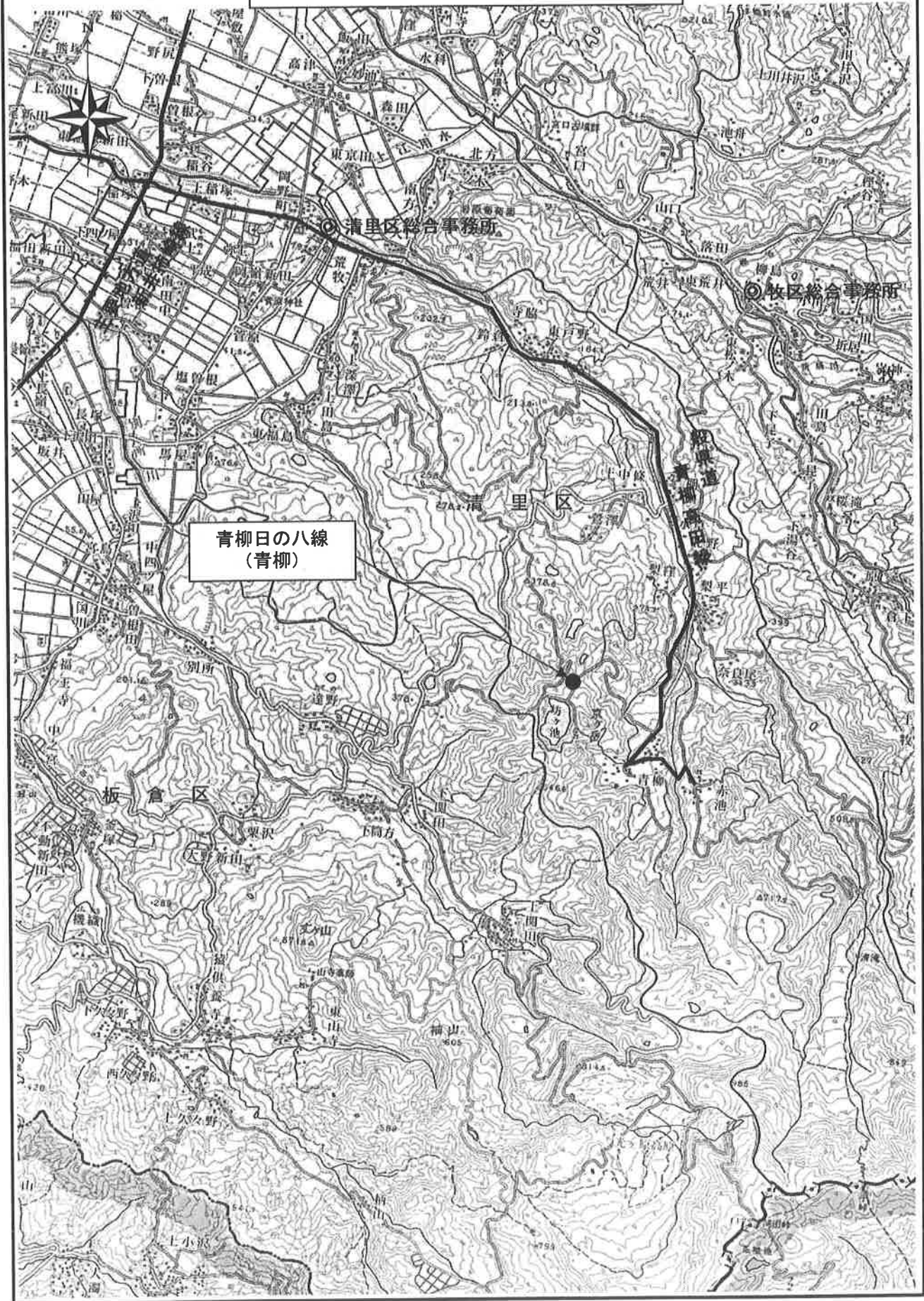
※ 前頁に記載の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和元年度3 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	平成30年度3 月補正予算額	当初予算額	合計	
23,050	767,154	790,204	0	722,629	722,629	67,575

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

緊急自然災害防止対策事業位置図  
(清里区)



歳出科目 (P274～P275)	8款2項2目	道路維持費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越妙高駅周辺施設維持管理費	27,711	45,481	△17,770

主な財源		主な経費	
諸収入	441	需用費	9,975
一般財源	27,270	委託料	16,790
		工事請負費	946

上越妙高駅の利用者が安全・安心かつ快適に施設を利用するため、適切な維持管理を行うもの

#### 【目的】

自由通路、昇降施設及び駅前広場等の上越妙高駅周辺の公共施設について、維持管理を適切に行い、駅利用者に安全・安心かつ快適な利用環境を提供する。

#### 【実施内容】

○昇降施設及び融雪設備等の電気料金ほか 9,975

○施設管理委託料 16,790

自由通路エレベーター等保守点検業務委託、エスカレーター遠隔監視業務委託、自由通路、東口・西口駅前広場及びトイレ等の清掃業務委託ほか

○維持修繕工事 946

区画線等修繕工事

歳出科目 (P274~P275)	8款2項3目	道路新設改良費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
八千浦地区周回道路新設事業費	59,541	89,783	△30,242

主な財源		主な経費	
国庫支出金	28,500	一般財源	737
財産収入	12	報酬	216
繰入金	30,292	需用費	165
		委託料	737
		工事請負費	57,002
		備品購入費	1,254

上越火力発電所建設に対する地元の理解を図ることを目的に、八千浦地区の地域振興事業を実施するもの

【目的】

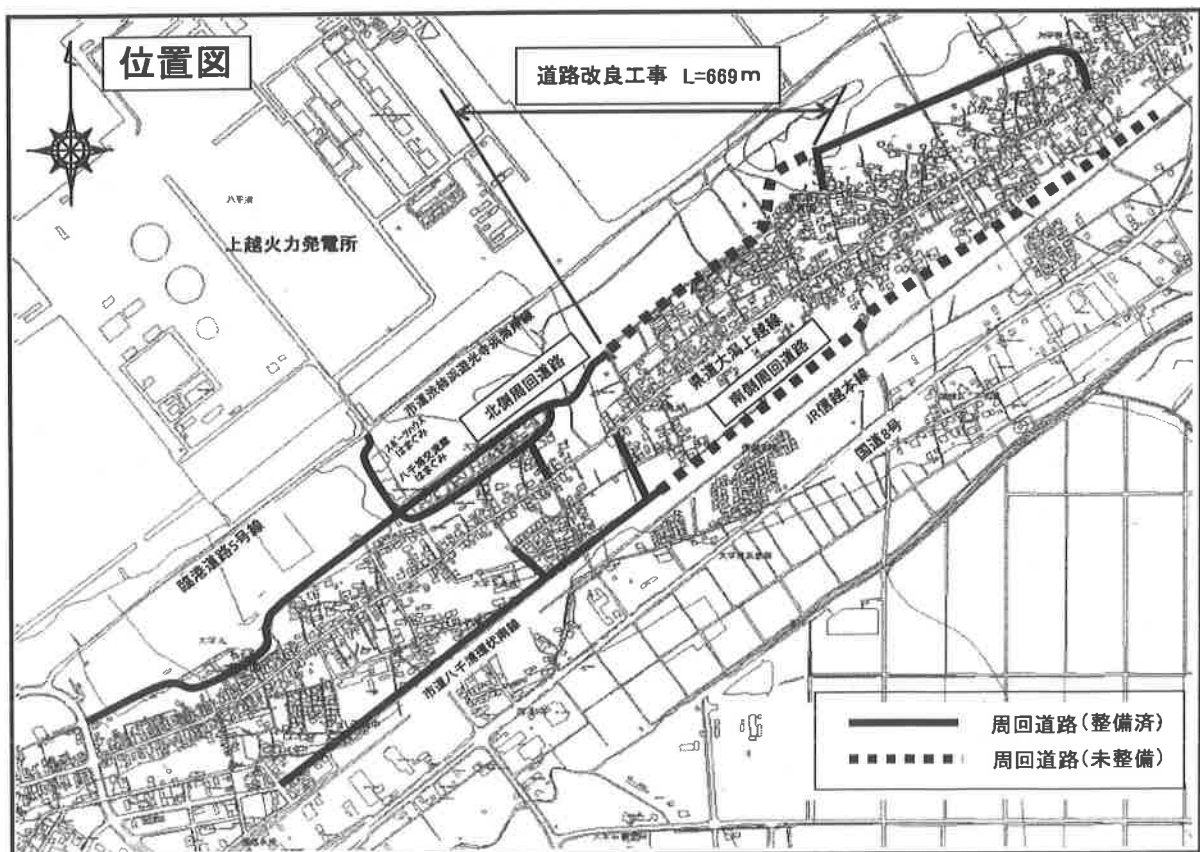
上越火力発電所の建設に伴う八千浦地区の地域振興事業として、生活道路や雨水排水路の整備を推進する。

【2年度目標】

北側周回道路について、8月末までに供用開始を図る。

【実施内容】

道路改良工事 L=669m (舗装工、路盤工、縁石工、照明工等)





提出課	道路課
-----	-----

歳出科目 (P274～P275)	8款2項3目	道路新設改良費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
道路整備事業	1,127,398	914,360	213,038

主な財源		主な経費	
国庫支出金	602,735	委託料	72,595
市債	477,600	工事請負費	587,261
一般財源	47,063	公有財産購入費	347,200
		補償、補填及び賠償金	97,517

安全で安心な暮らしを実現し、快適な生活環境を確保するため、市民に最も身近な生活関連道路の整備を実施するもの

【目的】

狭隘道路の拡幅改良や通学路における歩道新設、老朽化が著しい道路側溝の改良など、市道の整備を推進し、市民の生活環境の向上を図る。

【2年度目標】

工事については、早期に発注し、降雪前の11月末までに完了する。

【実施内容】

合併前上越市ほか2区(21か所)

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	三ツ橋三田新田線 (都市計画道路黒井藤野新田線)	三田新田	道路改良 L=40m W=14.0m 道路改良 L=40m W=5.0m 橋梁下部工 一式 土質調査 一式 用地取得 A=43,600 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	61
	西本町一丁目4号線	西本町一丁目	道路改良 L=90m W=6.5m 物件補償 一式	
	下門前区画18号線	塩屋新田	測量設計 一式 用地測量・用地調査 一式 土質調査 一式	
	北本町四丁目飯線 (踏切拡幅)	飯ほか	用地取得 A=1,102 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	
	飯御殿山町線	飯ほか	道路改良 L=83m W=5.0m 物件補償 一式	
	平山団地1号線ほか	大貫四丁目	側溝改良 L=205m W=0.3m	

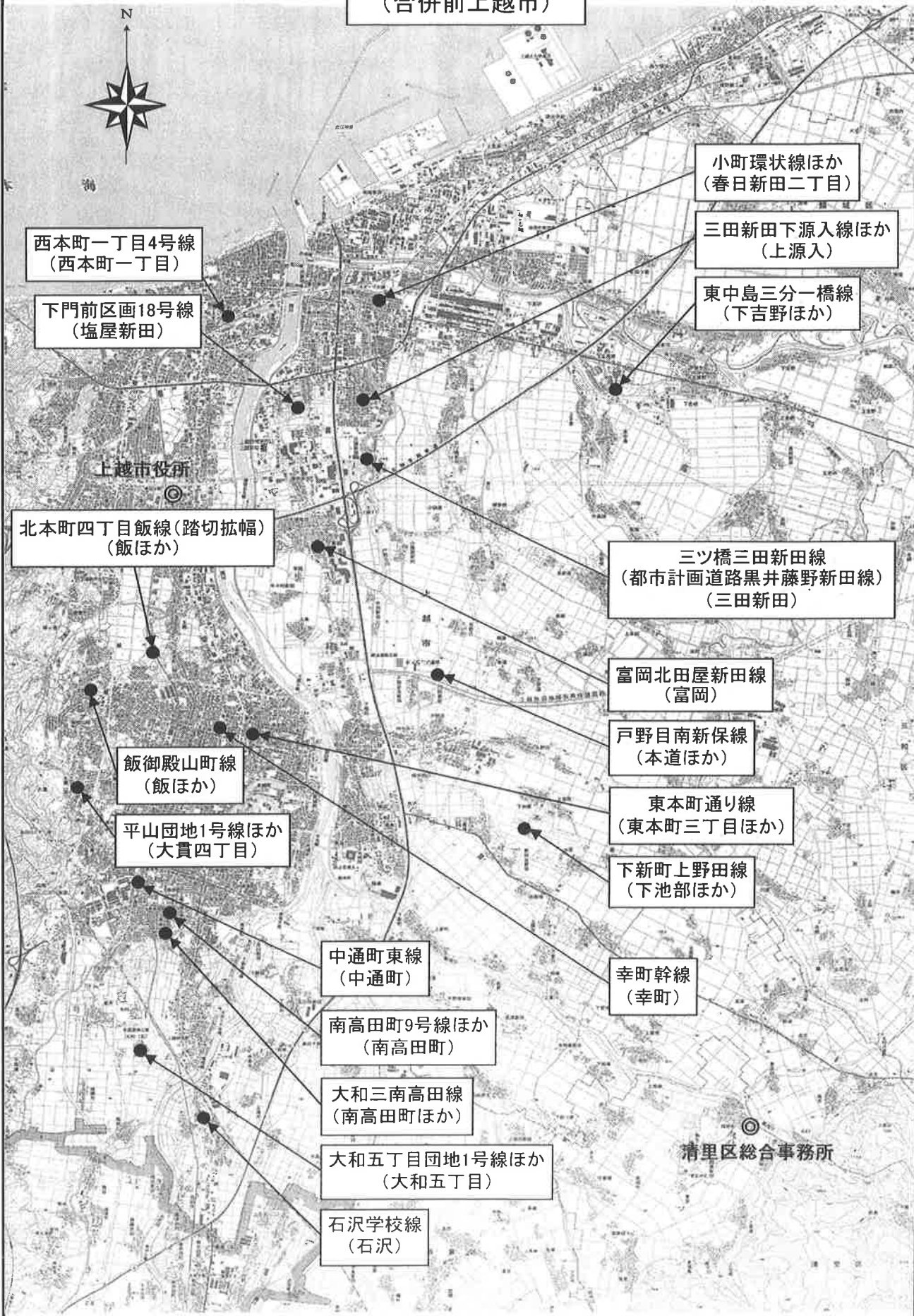
地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
合併前 上越市	中通町東線	中通町	測量設計 一式 用地測量・用地調査 一式 土質調査 一式	61
	南高田町9号線ほか	南高田町	側溝改良 L=321m W=0.3m 物件補償 一式	
	大和三南高田線	南高田町ほか	橋梁詳細設計 一式 用地測量・用地調査 一式 用地取得 A=1,440 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	
	大和五丁目団地1号線 ほか	大和五丁目	側溝改良 L=870m W=0.3m 物件補償 一式	
	石沢学校線	石沢	用地測量・用地調査 一式	
	小町環状線ほか	春日新田二丁目	側溝改良 L=408m W=0.3m 物件補償 一式	
	三田新田下源入線ほか	上源入	測量設計 一式 用地測量・用地調査 一式 土質調査 一式	
	東中島三分一橋線	下吉野ほか	道路改良 L=40m W=9.0m 物件補償 一式	
	富岡北田屋新田線	富岡	測量設計 一式	
	戸野目南新保線	本道ほか	路肩拡幅 L=340m W=2.0m 物件補償 一式	
	下新町上野田線	下池部ほか	歩道新設 L=112m W=2.5m 用地測量・用地調査 一式 用地取得 A=89 m <sup>2</sup> 物件補償 一式	
	東本町通り線	東本町三丁目 ほか	側溝改良 L=655m W=0.3m	
幸町幹線	幸町	測量設計 一式 用地測量・用地調査 一式		
柿崎区	高寺馬正面線	川井	用地取得 A=2,948 m <sup>2</sup> 合併施工負担金 一式 物件補償 一式	62
三和区	里五十公野線	田ほか	歩道新設 L=180m W=2.5m 用地取得 A=1,780 m <sup>2</sup>	

※ 58 頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。  
 ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和元年度 3 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	平成 30 年度 3 月補正予算額	当初予算額	合計	
127,596	1,127,398	1,254,994	654,742	914,360	1,569,102	△314,108

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

道路整備事業位置図  
(合併前上越市)



西本町一丁目4号線  
(西本町一丁目)

下門前区画18号線  
(塩屋新田)

北本町四丁目飯線(踏切拡幅)  
(飯ほか)

飯御殿山町線  
(飯ほか)

平山団地1号線ほか  
(大貫四丁目)

中通町東線  
(中通町)

南高田町9号線ほか  
(南高田町)

大和三南高田線  
(南高田町ほか)

大和五丁目団地1号線ほか  
(大和五丁目)

石沢学校線  
(石沢)

小町環状線ほか  
(春日新田二丁目)

三田新田下源入線ほか  
(上源入)

東中島三分一橋線  
(下吉野ほか)

三ツ橋三田新田線  
(都市計画道路黒井藤野新田線)  
(三田新田)

富岡北田屋新田線  
(富岡)

戸野目南新保線  
(本道ほか)

東本町通り線  
(東本町三丁目ほか)

下新町上野田線  
(下池部ほか)

幸町幹線  
(幸町)

清里区総合事務所

道路整備事業位置図  
(柿崎区、三和区)

